

組織規程

一般社団法人繊維評価技術協議会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人繊維評価技術協議会（以下「本会」という。）の業務運営に必要な組織及び事務の分掌について定める。

(組織)

第2条 定款第2条に規定する主たる事務所を本部とし、従たる事務所を大阪支所とする。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 理事のうち会長及び副会長は、本会の代表理事とし、会長は業務運営全般を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌握し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。会長及び副会長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第4条 本会に次の四つの委員会を置く。

- (1) 運営委員会
 - (2) 関係検査機関理事長会
 - (3) 認証事業管理委員会
 - (4) 認証判定委員会
- 2 運営委員会は、代表理事及び業務執行理事から構成し、本会の事業の実施等について検討し、必要があれば理事会に報告する。
 - 3 関係検査機関理事長会は、本会の業務運営に大きく関係する検査機関（法人正会員A）の理事長及び本会専務理事から構成し、本会の目的達成を図るため、本会の事業実施状況等について情報共有等を図り、健全な事業推進に向けた意見交換を実施する。
 - 4 認証事業管理委員会は、学識経験者等から構成し、製品認証事業の公平性、透明性が確保できていることを確認する。
 - 5 認証判定委員会は、学識経験者等から構成し、製品認証の評価が適正に行われているかを総合的に確認し、認証の可否を適切に判定する。
 - 6 四つの委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第5条 定款第46条に基づき、本会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局には事務局長及び所要の職員を置く。事務局の事務は、会長が別に定める。

(部)

第6条 定款第45条に基づき、評価・標準部、試験・検査部、製品認証部及びマーク推進部を置く。

- 2 各々の部には、部長を置き、必要に応じて部長代理を置く。
- 3 部長は、所管担当理事を補佐し、所管事務を処理する。
- 4 部長代理は、部長を補佐し、特に委任された事務を分掌する。

(評価・標準部)

第7条 評価・標準部には、本会の評価・標準の調査、研究及び審査に関する業務を行うため次の委員会を置く。

- (1) 品質情報委員会 繊維製品の品質情報及び情報化に関すること。
 - (2) 繊維標準化委員会 繊維分野のJIS規格、ISO規格の企画、調整に関すること。
 - (3) 国内標準課委員会 繊維分野のJIS規格改正等の調査に関すること。
 - (4) 国際標準化委員会 繊維分野におけるISO規格改正等の調査に関すること。
- 2 前号に掲げる委員会のほか、事業目的により委員会を設置することができる。

(試験・検査部)

第8条 試験・検査部には、会員の行う試験・検査業務の円滑な推進を図るため次の委員会を置く。

- (1) 試験・検査調査研究委員会 検査機関のあるべき姿及び資質向上についての調査研究に関すること。
 - (2) 関係試験機関連携委員会 関係試験検査機関との連携、研修の実施に関すること
 - (3) 検査精度維持向上委員会 試験検査機関に対する信頼性確保に関すること。
 - (4) 繊維鑑別試験方法委員会 鑑別が困難な繊維の鑑別試験方法の検討に関すること。
- 2 前項各号に掲げる委員会のほか、事業目的により委員会を設置することができる。

(マーク推進部)

第9条 マーク推進部には、本会の行うマーク使用許諾等のマーク制度に関する業務を行うため次の委員会を置く。

- (1) マーク推進部委員長会議 マーク制度の普及、開発及び安全性についての基本方針、進捗管理等に関すること。
- (2) 抗菌防臭加工マーク委員会 抗菌防臭加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等調査に関すること。
- (3) 制菌加工マーク委員会 制菌加工繊維製品管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。

ること。

- (4) W H S マーク委員会 水系洗濯性能を有する繊維製品の管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。
- (5) 消臭加工委員会 消臭加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等に関すること。
- (6) 抗かび加工マーク委員会 抗かび加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。
- (7) 抗ウイルス加工マーク委員会 抗ウイルス加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。
- (8) 防汚加工マーク委員会 防汚加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。
- (9) 紫外線遮蔽加工マーク委員会 紫外線遮蔽加工繊維製品の管理、普及及び使用状況等の調査に関すること。
- (10) 新機能繊維検討委員会 新規機能を有する繊維製品の機能評価技術等の調査に関すること。
- (11) マーク管理研修委員会 マークに関する研修等に関すること。
- (12) 広報・消費者委員会 当会の活動に関する広報及び消費者に対するマーク制度等の啓発、普及に関すること。

2 前項各号に掲げる委員会のほか、事業目的により委員会を設置することができる。

(製品認証部)

第10条 製品認証部には、本会の行う製品認証に関する業務を行うため次の委員会を置く。

- (1) 認証基準・試験機関管理委員会 製品認証に関する試験方法、評価方法、判定基準、マーク及び表示用語等認証に関して必要な認証基準並びに評価試験のための試験機関管理に関すること。
- (2) サーベイランス管理委員会 認証製品のサーベイランスに関すること。
- (3) S E K マーク管理委員会 認証製品のマーク管理に関すること。

2 前項各号に掲げる委員会のほか、事業目的により委員会を設置することができる。

(製品認証機関)

第11条 製品認証部を I E C / I S O 1 7 0 6 5 (製品認証機関に対する一般要求事項) における製品認証機関とし、専務理事は、製品認証機関に関する業務を統括する。

(T C 3 8 事務局)

第12条 I S O / T C 3 8 等の国内審議団体に関する業務を行うため、本会に T C 3 8 事務局を置く。

(規格外等の処理)

第13条 本規程に定めていない事項及び特別の処理を要する事項の処理については、その

都度、会長が定め、理事会の同意を得るものとする。

(制定及び改定)

第14条 本規程の制定及び改定は、理事会の決議を得て会長が行うものとする。

(組織図)

第15条 本会の組織図は別表のとおりとする。

附則

この規程は、平成14年 3月 5日から施行する。

この規程は、平成14年12月10日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、2019年 7月 1日から施行する。

この規程は、2020年 7月 1日から施行する。